

自動車保険の見直しをしてみませんか？

年額共済掛金の一例（当組相比）

（共済始期日:令和7年1月1日）

※ 初めて自動車共済にご加入の場合、出資金(1,000円)または員外利用料を申し受けます。

<法人のご契約者>

トヨタ プリウス

自家用普通乗用車

(令和7年式・MXWH60)

一般の共済契約

84,530 円

17.5%OFF

団体割引 17.5%適用後

70,600 円

●共済掛金算出条件：【共済金額】対人賠償共済:(1名)無制限、対物賠償共済:(1事故)無制限(免責金額:自己負担額0万円)・対物超過修理費用特約付、人身傷害共済:(1名)5,000万円(ご契約車搭乗中のみ補償・入院定額給付金10万円)、車両共済:一般車両(1事故)380万円(免責金額:自己負担額0-10万円、ロードアシスタンス特約、弁護士費用特約【契約条件】運転者年齢条件適用せず、年間共済掛金一括払【割引・割増】ノンフリート等級:20等級-事故有期間0年(63%割引)、新車割引、エコカー割引※弁護士費用特約・ロードアシスタンス特約は、団体割引適用外の特約です。

<個人のご契約者>

トヨタ ハイエース

自家用小型貨物車

(令和7年式・GDH206V)

一般の共済契約

94,870 円

17.5%OFF

団体割引 17.5%適用後

79,130 円

●共済掛金算出条件：【共済金額】対人賠償共済:(1名)無制限、対物賠償共済:(1事故)無制限(免責金額:自己負担額0万円)・対物超過修理費用特約付、人身傷害共済:(1名)5,000万円(ご契約車搭乗中のみ補償・入院定額給付金10万円)、車両共済:一般車両(1事故)400万円(免責金額:自己負担額0-10万円、ロードアシスタンス特約、弁護士費用特約【契約条件】運転者年齢条件適用せず、年間共済掛金一括払【割引・割増】ノンフリート等級:20等級-事故有期間0年(63%割引)※弁護士費用特約・ロードアシスタンス特約は、団体割引適用外の特約です。

**兵庫県共済協同組合の組合員様とその従業員様は
兵庫県共済協同組合の団体割引 17.5%がご利用いただけます**

(団体割引はご契約台数と損害率により毎年見直しが行われます。団体割引 17.5%適用期間令和7年9月30日始期契約まで)

ぜひ一度、下記のご相談シートを兵庫県共済協同組合までFAXください。

FAX 0120-81-9031 (通信費無料) 切り取らずにそのまま送信

★ 自動車共済 ご相談シート ★

| | | | |
|--|------|------------------|------|
| 事業所名 | フリガナ | ご担当者名 | フリガナ |
| 電話番号 | | お車の台数 | 台 |
| ご希望の内容をチェックしてください。(複数選択可) | | | |
| <input type="checkbox"/> 自動車共済の見積もりをしてほしい。 | | 直近の満期日(令和 年 月 日) | |
| <input type="checkbox"/> 自動車共済について詳しく聞きたい。 | | 掛金・フリート制度・その他() | |

※ご記入いただきました個人情報、自動車共済のご提案・共済掛金見積もりにのみ使用いたします。

●本チラシは集団団体の概要を記載したものです。●集団団体のお取扱方法および各共済・特約の補償内容および共済金をお支払いできない場合、割引等の詳細については自動車共済のパンフレットまたは「自動車共済ご契約のしおり」をご覧ください。●共済代理所は西日本自動車共済協同組合との委託契約に基づき共済契約の締結・共済掛金の領収等の代理業務を行っております。共済代理所と締結され有効に成立した共済契約は西日本自動車共済協同組合と直接契約されたものとなります。

(共済代理所)

兵庫県共済協同組合

〒650-0011

神戸市中央区下山手通 6-3-28

TEL 078-361-8080

FAX 078-371-6757

<元受組合> 西日本自動車共済協同組合

【兵庫県支部】 〒650-0011 神戸市中央区下山手通 6-3-28 3F

TEL : 078-367-6805

【本部】 〒812-0007 福岡市博多区東比恵 2-15-25

TEL : 092-441-5901